

## 漁業・養殖業復興支援事業実施要綱

23水管第1818号  
平成23年11月21日  
農林水産事務次官依命通知  
一部改正 24水管第263号  
平成24年4月20日  
26水管第2499号  
平成27年4月9日  
27水推第1308号  
平成28年3月29日  
30水推第1327号  
平成31年3月29日

### 第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方太平洋側を中心とした幅広い地域で、水産業への壊滅的な被害や水産物への風評被害等が発生し、我が国漁業をとりまく環境は一変した。

このため、震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも漁業や養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るものである。

### 第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）とする。

### 第3 事業の内容

#### 1 漁業復興支援運営事業

##### (1) 漁業復興プロジェクト本部運営事業

ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、漁業に関する有識者等からなる漁業復興プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及びその事務局から構成される漁業復興プロジェクト本部を設置する。

イ 中央協議会は、漁業・養殖業復興支援事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、(2)のウの漁業復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への確保が図られると認められるとき又は漁獲量の震災前の5割以上への回復が図られると認めら

れるときは、水産庁長官が平成33年3月31日までの間において別に定めるところによりこれを認定する。

ウ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、(2)の地域漁業復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

エ 水漁機構は、この事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努めるものとする。

## (2) 地域漁業復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者(以下「水産業協同組合等」という。)であって次のアからオまでに掲げる事項を実施又は運営する者(以下「地域漁業復興プロジェクト運営者」という。)に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を交付する。

ア この事業の支援を受けて漁業者、流通・加工業者等(以下「漁業者等」という。)及び地方公共団体が一体となって漁業の復興に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の漁業復興プロジェクト(以下「地域漁業復興プロジェクト」という。)を設置すること。

イ 漁業者等の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域漁業復興プロジェクト協議会(以下「地域漁業復興協議会」という。)を設置すること。

ウ 地域漁業復興協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、収益性を向上するための取組に加え、経営再建が真に必要なことが分かるような漁業復興計画を作成し、これを中央協議会に提出し、(1)のイの認定を受けるとともに、認定された漁業復興計画(以下「認定漁業復興計画」という。)を実施するために必要な指導・助言等を行うこと。

エ 漁業復興計画の作成に必要な調査研究を実施すること。

オ 漁業復興計画に参加しようとする漁業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、中小漁業経営支援協議会を設置すること。

## 2 養殖復興支援運営事業

### (1) 養殖復興プロジェクト本部運営事業

ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖業に関する有識者等からなる養殖復興プロジェクト認定協議会(以下「認定協議会」という。)及びその事務局から構成される養殖復興プロジェクト本部を設置する。

イ 認定協議会は、養殖復興支援事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、(2)のウの養殖復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、経営再建が真に必要であり、被災地域の養殖業の再興に寄与すると認められるときは、水産庁長官が平成33年3月31日までの間において別に定めるところによりこれを認定する。

ウ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、(2)の地域養殖復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

エ 水漁機構は、この事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて

広く普及啓発に努めるものとする。

## (2) 地域養殖復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合等であって次のアからオまでに掲げる事項を実施又は運営する者（以下「地域養殖復興プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に必要な経費について助成金を交付する。

ア この事業の支援を受けて生産者及び関連団体、地方公共団体等が一体となって養殖業の復興に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の養殖復興プロジェクト（以下「地域養殖復興プロジェクト」という。）を設置すること。

イ 生産者の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域養殖復興プロジェクト協議会（以下「地域養殖復興協議会」という。）を設置すること。

ウ 地域養殖復興協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、共同化等による生産の早期再開に向けた取組に加え、経営再建が真に必要なことが分かるような養殖復興計画を作成し、これを養殖復興プロジェクト本部に提出し、(1)のイの認定を受けるとともに、認定された養殖復興計画（以下「認定養殖復興計画」という。）を実施するために必要な指導・助言等を行うこととする。

エ 養殖復興計画の作成に必要な調査研究を実施すること。

オ 養殖復興計画に参加しようとする養殖業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、中小漁業経営支援協議会を設置すること。

## 3 がんばる漁業復興支援事業

(1) 水漁機構は、地域漁業復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定漁業復興計画に基づく次に掲げる事業（以下「がんばる漁業復興支援事業」という。）の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。

ア 新船導入による収益性改善の事業

イ 既存船活用による収益性回復の事業

ウ 漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業

(2) 水漁機構は、(1)により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、漁獲物の販売代金等から助成金を返還させることとする。

## 4 がんばる養殖復興支援事業

(1) 水漁機構は、地域養殖復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定養殖復興計画に基づき共同化等による養殖業の早期再開と経営再建に取り組む養殖業者を支援する事業（以下「がんばる養殖復興支援事業」という。）の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。

(2) 水漁機構は、(1)により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終

了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖生産物の販売に係る代金の総額から助成金を返還させることとする。

#### 第4 事業の対象

がんばる漁業復興支援事業に参加する漁業者及びがんばる養殖復興支援事業に参加する養殖業者については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて収益性が悪化し、操業又は漁業経営に支障を来している漁業者であって、中央協議会が審査・認定した漁業復興計画の取組を実施することとされている者であること。
- 2 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受け養殖経営に支障を来している養殖業者であって、認定協議会が審査・認定した養殖復興計画の取組を実施することとされている者であること。

#### 第5 基金の造成及び管理

##### 1 基金の造成

水漁機構は、第3に定める事業の実施に充てるため、当該事業の実施期間において、毎年、国の予算に基づく国からの補助金について、水産業体質強化総合対策事業実施要綱第5の1に規定する水産業体質強化総合対策事業基金（以下「事業基金」という。）に造成するものとする。

##### 2 事業基金の管理等

(1) 水漁機構は、事業基金を次により管理・運用するものとする。

ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金

イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

ウ 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

(2) 水漁機構は、事業基金を適正に管理するため、水産業体質強化総合対策事業実施要綱第5の2の(2)に規定する勘定と区分して経理し、第3に充てるための漁業・養殖業復興支援事業助成勘定を設けるものとする。

(3) 水漁機構は、(2)に掲げる勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。

(4) 水漁機構は、事業基金の運用から生ずる果実を、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第1号により、毎年水産庁長官の承認を得て管理運営費を含め第3に掲げる事業に充てることのできるものとする。

(5) 水漁機構は、第3の3の(2)及び第3の4の(2)により水産業協同組合等から返還された助成金については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定に繰り入れて運用するものとする。

(6) 水漁機構は、基金造成後に水産業体質強化総合対策事業実施要綱第5の2の(2)に定める勘定の相互間の経費の流用を行ってはならない。

(7) 水漁機構は、事業基金の管理については、(1) から (6) までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

## 第6 事業基金の廃止時期等

### 1 基金の見直し

- (1) 水漁機構は、事業基金について、少なくとも3年に1回は定期的に見直しを行う。
- (2) 水漁機構は、(1) により定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合を算出し、当該保有割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告する。

### 2 事業の終了時期等

- (1) 第3に定める事業を行う期間は、平成37年3月31日までとする。
- (2) 水漁機構等は、(1) の事業の終了後、速やかに本事業に係る精算手続等を行うものとし、当該精算手続等に伴い通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の中から支弁することができるものとする。

## 第7 指導監督

- 1 水産庁長官は、この事業の実施に関して、水漁機構及び水産業協同組合等に対し、指導及び監督を行うものとする。
- 2 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

## 第8 事業計画

水漁機構は、別記様式第2号により、毎年の基金の造成計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

## 第9 報告

水漁機構は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第3号により漁業・養殖業復興支援事業の実施状況を報告するものとする。

## 第10 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において、水漁機構に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 水漁機構は、この実施要綱により実施する事業の全てが完了したときは、事業基金のうち、本事業により造成した基金については、速やかに精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、水漁機構に残額が生じているときは、水漁機構は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この実施要綱により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、水漁機構は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

## 第11 その他

この実施要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則（平成28年3月29日27水推第1308号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により認定を受けた漁業復興計画又は養殖復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日30水推第1327号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた漁業復興計画又は養殖復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

(別記様式第1号)

漁業・養殖業復興支援事業に係る運用益使用承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度において、漁業・養殖業復興支援事業の管理運営費を含めた事業費を、下記予算の範囲内で使用することを承認されたく、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（4）の規定に基づき申請する。

記

管理運営費の予算額及び運用益計画

区 分	事業費	事業基金の運用益	備 考
漁業・養殖業復興支援事業助成勘定	円	円	

(注) 添付書類については、管理運営費予算額の積算内訳及び運用益の算定根拠を添付すること。

(別記様式第2号)

平成〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、下記のとおり平成〇〇年度漁業・養殖業復興支援事業の基金造成計画を作成したので、承認を申請する。

記

(単位：千円)

事業名	前年度繰越額 (a)	新規造成額 (b)	計 (a)+(b)	備考
漁業・養殖業復興支援事業				



(別記様式第3号)

平成〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき、下記のとおり平成〇〇年度漁業・養殖業復興支援事業の実施状況報告書を提出する。

記

漁業・養殖業復興支援事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
平成31年3月31日以前に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分		
平成31年4月1日以降に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支 出 (a)' + (b)' + (c)' + (d)'		
(1) 漁業復興支援運営事業 (a)'		
① 漁業復興プロジェクト本部運営事業		
ア 事業費支出		

イ その他支出		
② 地域漁業復興プロジェクト 運営事業		
ア 助成金支出		
イ その他支出		
(2) 養殖復興支援運営事業 (b)'		
① 養殖復興プロジェクト本部 運営事業		
ア 事業費支出		
イ その他支出		
② 地域養殖復興プロジェクト 運営事業		
ア 助成金支出		
イ その他支出		
(3) がんばる漁業復興支援事業 (c)'		
① 助成金支出		
ア 助成金支出		
イ 運転経費等助成分		
ウ 操業費用等補助分		
② その他支出		
(4) がんばる養殖復興支援事業 (d)'		
① 助成金支出		
② その他支出		
次期繰越金 (1-2)		

(注) 助成金等支出について、平成31年3月31日以前に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分についてはアに、平成31年4月1日以降に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分についてはイ及びウに記載すること。